

平成 31 年 2 月 14 日

入札公告番号：済茨平 30-0013

社会福祉法人^{恩賜}済生会
大阪府済生会茨木医療福祉センター
総 長 立 田 浩

夜間警備委託業者選定にかかる一般競争入札の実施について（公示）

夜間警備業務について、委託先業者選定に係る一般競争入札を実施します。参加を希望される方は下記要領にて申込書類等を提出してください。

1. 対象業務

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| ① 業務名 | 夜間警備委託業務 |
| ② 場所 | 大阪府済生会茨木病院（茨木市見付山 2-1-45） |
| ③ 内容 | 別紙入札要項書通り |
| ④ 契約期間 | 平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで |

2. 競争入札参加資格

- ① 次のいずれにも該当しないこと
 - ア. 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
 - イ. 暴力団員が経営する業者又は経営支配する業者及びこれに準ずる者
 - ウ. 次の各号に該当する事実があった後 2 年を経過していない者
（これは代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ）
 - ・ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
 - ・ 交渉権者が契約を結ぶこと又は履行することを妨げた者
 - ・ 監督又は検査の実施に当たり職員及び職員が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - ・ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - ・ 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - ・ 前各号に類する行為を行った者
 - ・ 当該入札要項書を受領していない者
- ② 過去 3 年間に於いて、官公庁において入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けていないこと。

3. 入札手続等

(1) 担当部署（問い合わせ先）

〒567-0035 茨木市見付山 2-1-45
大阪府済生会茨木病院 経営企画室担当
担当者 中村 健太

連絡先 TEL：072-622-8651（代表番号）
FAX：072-627-2022
e-mail k-nakamura@ibaraki.saiseikai.or.jp

(2) 入札要項書及び資料交付期間

- ① 平成 31 年 2 月 14 日（木）から平成 31 年 2 月 25 日（月）まで（土・日・祝を除く）
- ② 10 時～17 時 まで、上記 3.（1）で交付する
※ただし交付希望者につきましては、予め担当部署へ連絡のうえ来院日時を調整してください

(3) 企業概要書及び一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限

- ① 平成 31 年 2 月 14 日（木）から平成 31 年 2 月 25 日（月）まで（土・日・祝を除く）
- ② 10 時から 17 時まで、上記 3.（1）で受付する（持参のみ）
※ただし書類提出時は、予め担当部署へ連絡のうえ来院日時を調整してください

(4) 入札参加資格審査結果について

入札参加資格審査結果を申請者に入札参加資格の有無をメールないし郵送にて通知する。

(5) 入札の日時および場所等

- ① 入札日時 平成 31 年 2 月 26 日（火） 10 時 30 分
- ② 入札場所 〒567-0036 茨木市見付山 2-1-45
大阪府済生会茨木病院 3 階会議室
- ③ 入札方法 持参のみとし、郵送・電子メールによる入札は認めない
入札書に記入する金額は、消費税等を含まない金額とする
※入札日に参加できるのは、申請書又は委任状に記された代理人に限る

(6) 第一交渉権者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を第一交渉権者とします。直ちにその旨を当該者に通知すると共に、契約手続きについて説明を行います。通知を受けた者は、契約手続きについて担当職員の指示に従ってください。

4. その他

- ① 入札保証金及び契約保証金免除
- ② 平成 31 年 3 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間は、本業務の履行にかかる準備期間とします。なお、この間における本業務の準備は、受託者の責任と負担により行うものとし、これにかかる委託料は一切発生しないものとしますので、了承の上、参加して下さい。
- ③ 入札の無効
 - (1) 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効となります。申込書類等に不備がある場合には無効となる場合があります。
 - (2) 提出書類等に虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には契約解除となります。
 - (3) 申請者は、この応募案内及び関係法令等の不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

以上